政　令

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十六号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表札幌駅・大通駅周辺地域の項中「札幌駅・大通駅周辺地域」を「札幌都心地域」に、「、市道大通南線、市道東二丁目線、一般国道十二号線、一般国道五号線、市道北五条線及び」を「の東側端線、市道南一条線、市道東二丁目線、市道大通南線、市道東四丁目線、市道北三条線の南側端線、中央区北三条東十五丁目百二十四番一と同区北三条東十四丁目二百八十四番五、同区北三条東十五丁目百二十四番二、同丁目百二十四番三及び同区北三条東十四丁目二百八十四番一との境界線、同区北三条東十五丁目百二十四番一及び東区北四条東十六丁目十六番と同区北四条東十五丁目十六番との境界線、中央区と東区との区界線から四十メートル北側の線、札幌圏都市計画道路八・七・三十八苗穂駅前広場連絡歩道の東側及び北側端線に相当する線、市道東十一丁目南線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の北側端線に相当する線、札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の東側端線に相当する線、市道北六条線の北側端線、市道東五丁目北線、同区北七条東四丁目一番五、同丁目八番二十一、同丁目八番二十七及び同丁目八番二十八と同丁目八番十五との境界線、同丁目十五番五十八と同丁目八番十九、同丁目八番二十九及び同区北六条東四丁目八番三十との境界線、同区北七条東四丁目十五番五十八、同丁目十五番六十七、同丁目十五番四十八及び同丁目十五番四十九と同区北六条東四丁目一番二との境界線、同区北七条東三丁目十五番六十六、同丁目十五番十五、同丁目十五番十七、同丁目十五番十八及び同丁目二番三と同区北六条東三丁目一番一との境界線、市道東三丁目線、一般道道花畔札幌線並びに」に、「道路の中心線（」を「線（都市計画道路」に、「及び一般国道五号線」を「、市道北三条線及び札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の西側端線に相当する線との交会点から市道東五丁目北線との交会点までの市道北六条線以外の道路」に、「東側端線」を「中心線」に改める。

第一条の表札幌北四条東六丁目周辺地域の項を削る。

第一条の表京都駅南地域の項を次のように改める。

京都駅周辺地域	京都市下京区及び南区の区域のうち、鴨川と府道梅津東山七条線との交会点を起点とし、順次同府道、市道安寧経二号線、市道梅逕経一号線、市道安寧緯六号線、一般国道一号線、市道東寺道、市道新町通、市道南第四緯五号線、府道伏見港京都停車場線、市道八条通、市道南第三経一号線、下京区屋形町十七番と同区屋形町十八番五との境界線を延長した線及び鴨川を経て起点に至る線（道路又は河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表神戸三宮駅南地域の項を次のように改める。

神戸三宮駅周辺・臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線との交会点を起点とし、順次同市道、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道花時計線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番との境界線、一般国道二号線、市道葺合南百四十四号線、小野浜町二番との境界線、市道葺合南百四十三号線、市道六甲道三宮線並びに市道葺合南百四十四号線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域、小野浜町（三番（臨港地区内の区域であって分区が指定されていない区域に限る。）に限る。）の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町（神戸港港湾計画において埠頭用地として定められた区域並びに一番（第一突堤基部防波堤の南端線を延長した線以南の区域に限る。）及び四番を除く。）の区域

第一条の表岡山駅東・表町地域の項を次のように改める。

岡山駅周辺・表町地域	岡山市北区の区域のうち、県道後楽園線と市道天神町六号線との交会点を起点とし、順次同市道、市道番山町五号線、市道野田屋町十六号線、市道駅前町四号線、市道南方・柳町線、市道南方・柳町線、市道奉還町六十一号線、市道奉還町一号線、市道奉還町四十五号線、市道下石井三号線、市道駅元町二号線、市道駅元町二十号線、市道下石井十四号線、市道駅元町十二号線、市道奉還町四十三号線、市道下石井線、市道東島田町・下石井線、市道南方・柳町線、一般国道二号線、市道本町・柳町線、市道東島田町・内山下線、市道富田町・富田線、一般国道一号線、市道田町二号線、市道田町三号線、市道田町八号線、市道柳町・表町線、県道岡山吉井線及び県道後楽園線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

第一条の表備考第二号中「札幌駅・大通駅周辺地域、札幌北四条東六丁目周辺地域、」、「、京都駅南地域」及び「、神戸三宮駅南地域」を削り、同表備考第三号中「、岡山駅東・表町地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

八　札幌都心地域、京都駅周辺地域、神戸三宮駅周辺・臨海地域及び岡山駅周辺・表町地域　平成二十五年五月二十四日

第二条の表札幌駅・大通駅周辺地域の項中「札幌駅・大通駅周辺地域」を「札幌都心地域」に、「、市道大通南線」を「の東側端線、市道南一条線」に、「、市道北五条線及び」を「の東側端線、市道北五条線、市道東二丁目線、市道北六条線の南側端線、同区北五条東四丁目一番一及び同丁目一番五と同丁目一番六との境界線、同区北五条東五丁目一番三と同丁目一番二との境界線、市道北四・五条東五丁目線の西側端線、市道北四東五中通線の西側端線、中央区北三条東五丁目五番四十六、同丁目五番六十、同丁目五番八十六、同丁目五番六十一、同丁目五番四十六、同丁目五番四十七、同丁目五番五及び同丁目五番九十一と同区北三条東三丁目五番三十九との境界線、市道北三条線の南側端線、市道北三東六中通線の東側端線、市道北四条線、主要市道真駒内篠路線の東側端線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の南側端線に相当する線、市道東九丁目南線の東側端線、市道北三条線の南側端線、同区北三条東十二丁目九十九番二と同丁目九十九番六及び同丁目九十九番三との境界線、同区北三条東十三丁目九十九番二と同丁目九十九番三及び同丁目九十九番六との境界線、市道北三条線の南側端線、同区北三条東十五丁目百二十四番一と同区北三条東十四丁目二百八十四番五、同区北三条東十五丁目百二十四番二、同丁目百二十四番三及び同区北三条東十四丁目二百八十四番一との境界線、同区北三条東十五丁目百二十四番一及び東区北四条東十六丁目十六番と同区北四条東十五丁目十六番との境界線、中央区と東区との区界線から四十メートル北側の線、札幌圏都市計画道路八・七・三十八苗穂駅前広場連絡歩道の東側及び北側端線に相当する線、市道東十一丁目南線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の北側端線に相当する線、札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の東側端線に相当する線、同区北六条東八丁目二百一番三十七と同区北五条東八丁目二百一番一との境界線、同区北六条東八丁目二百一番三十七と同区北五条東八丁目二百一番一との境界線、同区北六条東八丁目一番四との境界線、同都市計画道路の西側端線に相当する線、市道北六条線の北側端線、市道東五丁目北線、同区北七条東四丁目一番五、同丁目八番二十一、同丁目八番二十七及び同丁目八番二十八と同丁目八番十五との境界線、同丁目十五番五十八と同丁目八番二十九及び同区北六条東四丁目八番三十との境界線、同区北七条東四丁目十五番五十八、同丁目十五番六十七、同丁目十五番四十八及び同丁目十五番四十九と同区北六条東四丁目一番二との境界線、同区北七条東三丁目十五番六十六、同丁目十五番十五、同丁目十五番十七、同丁目十五番十八及び同丁目二番三と同区北六条東三丁目一番一との境界線、市道東三丁目線、一般道道花畔札幌線並びに」に、「道路の中心線（」を「線（都市計画道路」に、「及び一般国道五号線」を「、市道北三条線及び札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の西側端線に相当する線との交会点から市道東五丁目北線との交会点までの市道北六条線以外の道路」に、「東側端線」を「中心線」に改める。